

北海道におけると畜牛のBSE検査の見直し（案）について

平成25年5月23日
北 海 道

1 対応方針

(1) 基本的な考え方

- 道が行っていると畜牛のBSE検査については、北海道食の安全・安心委員会の提言を踏まえ、全頭を対象としないこととする。
- この見直しに当たっては、道として、現場レベルでのリスク管理の徹底と消費者の理解の促進を図るため、以下の取組を行う。
 - ① 飼料規制の徹底
 - ・ 牛由来の肉骨粉が飼料に混入しないよう、飼料販売業者・牛飼養農家に対する巡回・収去検査の頻度を高めるなどチェック機能を強化するとともに、適正な取扱いについて指導を徹底する。
 - ② SRM（特定危険部位）の除去の徹底
 - ・ と畜場におけるSRMの除去について、と畜検査員による分別管理の確認を徹底するとともに指導を強化する。
 - ③ 消費者への情報発信の強化
 - ・ 飼料規制、SRM除去の徹底に関する道の取組についての広報活動やと畜場見学会の開催等を行う。

(2) 提言の付帯事項への対応

① 道内の生産者や流通関係者ならびに消費者に無用の混乱をきたさないため、全国同一のリスク管理に取り組み、国民の食品に対する信頼の確保に努めること

- ・ 全国同一のリスク管理が行われるよう、国及び都府県等との情報共有を行う。

② BSE対策の有効性について、道民だけでなく広く消費者に対して丁寧な説明を行うこと

- ・ BSE対策の有効性について、国に対し説明責任を果たすよう求めるとともに、道主催のパブリックコメントや説明会の開催、積極的な広報活動を展開する。

③ 安全に係わる新たな問題が確認された場合は、国への対応を求めること

- ・ BSEのリスクに関して国と情報を共有するとともに、新たな問題が確認された場合には、速やかに国へ対応を求める。

④ 国と道は、今後の長期的な展望に立ったリスク管理のあり方について説明すること

- ・ 国に対し、長期的展望に立ったリスク管理のロードマップの作成を求めるとともに、道として、BSE対策の根幹である飼料規制とSRMの除去について、現場レベルでの取組を強化し、その内容について積極的に情報発信していく。

⑤ 非定型BSEを含めた調査研究を推進すること

- ・ 国に対して調査研究の充実強化を求めるとともに、（独）北海道立総合研究機構は必要に応じて協力を行う。

2 今後のスケジュール（予定）

- パブリックコメント 5月24日（金）～6月22日（土） 30日間
- 説明会 6月中旬 札幌市ほか

北海道が行うBSE検査のあり方についての提言

厚生労働省はBSE検査について平成17年に省令を改正し、検査対象を21か月齢以上へ引き上げた。北海道は、海外で依然として感染牛の発生が見られ、BSE対策の効果が十分確認できない状況にあり、消費者や生産者の不安の声も根強いことを踏まえ、道の自主的取組として全頭検査を継続してきた。

国内ではこれまで11年以上、生まれた牛に新たな感染牛は発生しておらず、飼料規制とSRMの除去を柱とするBSE対策について、その有効性が確認できる状況となっている。

こうした状況を受け、平成25年5月末には、OIE総会で日本がBSEのリスクを無視できる国として認定される見込みとなっている。

また、非定型BSEを不安視する声があるが、飼料規制の徹底と感染リスクの高い高齢牛の検査により、リスクは極めて低く抑えることができると考えられる。

以上の点を総合的に考慮すると、以下に記載する付帯事項の遵守を前提として、と畜場におけるBSE検査については、全頭を対象とする必要性は認められない。

<見直しに当たっての付帯事項>

- 1 道内の生産者や流通関係者ならびに消費者に無用の混乱をきたさないため、全国同一のリスク管理に取り組み、国民の食品に対する信頼の確保に努めること
- 2 BSE対策の有効性について、道民だけでなく広く消費者に対して丁寧な説明を行うこと
- 3 安全に係わる新たな問題が確認された場合は、国への対応を求めること
- 4 国と道は、今後の長期的な展望に立ったリスク管理のあり方について説明すること
- 5 非定型BSEを含めた調査研究を推進すること

農林水産省

プレスリリース

平成 25 年 5 月 29 日
農林水産省

国際獣疫事務局(OIE)による「無視できる BSE リスク」の国のステータス認定について

フランス・パリで開催中の国際獣疫事務局(OIE)総会において、平成 25 年 5 月 28 日(火曜日)(現地時間)、我が国を「無視できる BSE リスク」の国に認定することが決定されました。

経緯及び概要

農林水産省は平成 24 年 9 月、国際獣疫事務局(OIE)*に最上位の「無視できる BSE リスク」の国の認定申請を行いました。その結果、平成 25 年 2 月に専門家(科学委員会)による審議が行われ、我が国が「無視できる BSE リスク」の要件を満たしている旨の評価案がまとめられました。

フランス・パリで平成 25 年 5 月 26 日(日曜日)から 5 月 31 日(金曜日)の日程(現地時間)で開催中の第 81 回 OIE 総会において、5 月 28 日(火曜日)、科学委員会の評価案のとおり、我が国を「無視できる BSE リスク」の国に認定することが決定されました。

上記決定については、近日中に OIE から「ステータス証明書」が授与される予定です。

* OIE は、1924 年に発足した世界の動物衛生の向上を目的とする国際機関であり、平成 25 年 5 月現在 178 か国・地域が加盟しています。WTO/SPS 協定上、動物衛生及び人獣共通感染症に関する国際基準の設定機関とされています。

- ・ OIE: Office International des Epizooties (World Organisation for Animal Health)
- ・ WTO: World Trade Organization
- ・ SPS: Sanitary and Phytosanitary Measures

OIE の BSE ステータスの認定について

1. OIE の BSE ステータス認定について

加盟国の申請に応じて、飼料規制、BSE サーベイランスの実施状況等を OIE の規定に基づき科学的に評価した上で、(1)無視できるリスク、(2)管理されたリスク、(3)不明なリスクに分類。日本は、平成 21 年 5 月に(2)管理されたリスクの国に認定されているところです。

2. 「無視できる BSE リスク」ステータスの主な認定要件

- (1) “過去 11 年以内に自国内で生まれた牛”で発生がないこと
- (2) 有効な飼料規制が 8 年以上実施されていること

3. 「無視できる BSE リスク」ステータス認定のメリット

我が国の BSE 対策の妥当性・有効性について、国際的な検証に基づく評価が得られることから、輸出先として有望な国との検疫協議の促進に資することが期待されます。